

瀬戸市告示第 2 5 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 5 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 2 4 年 3 月 2 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------------------|---|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|
| 第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任 | | | 第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任 | | |
| 設置所 | 委任の対象となる事務 | 委任を受けた者 | 設置所 | 委任の対象となる事務 | 委任を受けた者 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 下水道課 | 1 <省略> 2 <省略> <u>3 <省略></u> | 下水道課 課長の職 にある出 納員 | 下水道課 | 1 <省略> 2 <省略> <u>3 下水道事業関連図 書代金の収納</u> 4 <省略> | 下水道課 課長の職 にある出 納員 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 教育委員 会事務局 | <省略> | <省略> | 教育委員 会事務局 | <省略> | <省略> |
| | <u>1 図書館資料複写手 数料の収納</u> <u>2 市発行の図書代金 の収納</u> <u>3 図書館資料亡失 に係る損害賠償金 の収納</u> | 図書館長 の職にあ る出納員 | | 図書館資料複写手数料 の収納 | 図書館長 の職にあ る出納員 |